

グループホーム ホームタウン宝木
認知症対応型共同生活介護重要事項説明書
介護予防認知症対応型共同生活介護重要事項説明書
 <令和 年 月 日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 正恵会
代 表 者 名	岩崎 翔太郎
所在地・連絡先	(住所) 栃木県宇都宮市宝木本町1768 (電話) 028(665)0520 (FAX) 028(665)0370

2 事業所の概要

事業所の名称	グループホーム ホームタウン宝木
所在地・連絡先	(住所) 宇都宮市宝木町2丁目2563-31 (電話) 028-623-1485 (FAX) 028-616-1790
事業所番号	0990100141
管理者の氏名	岩永 圭司

3 共同生活介護の目的及び運営方針

(1) 目的

共同生活住居において、家庭的な環境のもとで、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、共同生活介護サービスを提供します。

(2) 運営方針

- ・利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びにご家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図り、生活の質(QOL)の向上を目指すものとする。
- ・事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) その他

事項	内容
認知症対応型共同生活介護計画の作成及び事後評価	計画作成担当者が、利用者の直面している課題等を評価し、利用者の希望を踏まえて、介護従業者と協議の上、認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年2回、研修を行っています。

4 設備の概要

(1) 構造等

敷 地		5 5 4 . 9 3 m ²			
建 物 A ユニット	構 造	木造 (準耐火)	建 物 B ユニット	構 造	木造(準耐火)
	延べ床面積	288.56m ²		延べ床面積	266.37m ²
	利用定員	9 名		利用定員	9 名

(2) 設備等

Aユニット			Bユニット		
居室(洋風)	7 室	1 室あたり 14.85m ²	居室(洋風)	7 室	1 室あたり 14.85m ²
	2 室	15.12m ²		2 室	15.12m ²
食堂兼台所	1 室	39.45m ²	食堂兼台所	1 室	39.45m ²
便所	3 カ所	3.60m ²	便所	3 カ所	3.60m ²
浴室(脱衣室)	1 室	8.25m ² (9.00m ²)	浴室(脱衣室)	1 室	8.25m ² (9.00m ²)

5 職員の体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤換算後 の 人 数 (人)	職務の内容
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			0.25	従業者及び業務の管理
介護従事者	12 人以上	10 人以上	2人 以上			12人以上	介護全般

看護師の配置及び業務

看護師の配置	訪問看護ステーション 虹 に業務委託 (毎週水曜日9:00~10:30)
業務内容	週 1 回の訪問により日常的な健康管理及び付随する業務 緊急時の 24 時間連絡体制 看取りの際の対応 必要に応じ定期外訪問
住所等	〒320-0061 宇都宮市宝木2丁目1028-17 電話番号 028(600)1604

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	7 : 4 5 ~ 1 6 : 4 5	交替制
介護員	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	
介護支援専門員	1 0 : 4 5 ~ 1 9 : 4 5	
計画作成者	1 4 : 1 5 ~ 2 3 : 1 5	
	2 3 : 0 0 ~ 8 : 0 0	

7 サービスの内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

食事、掃除、その他の家事等について、介護従業者が利用者のお手伝いをします。

種 類	内 容
日常生活等の援助	食事、掃除などの家事や入浴、排泄のお手伝いを 行います。
レクリエーション等	当グループホームでは、次のような娯楽設備を備え ております。 書道教室 音楽クラブ 野菜づくり など
相談及び援助	入居者とその家族からご相談に応じます。

イ 費用

原則として以下の①～⑧の【単位表】のうち該当する点数を月日数で合計し、10.27を掛けた数値から9割を減額した数値が、介護保険に関わる利用料金となります。

介護保険適応の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用表の利用料金全額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き替えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

① 【単位表】＜基礎単位＞

要支援		要介護	
区分	単位数	区分	単位数
要支援2	7 4 9 単位	要介護1	7 5 3 単位
		要介護2	7 8 8 単位
		要介護3	8 1 2 単位
		要介護4	8 2 8 単位
		要介護5	8 4 5 単位

《 各種加算 》

② ＜医療連携体制加算（Ⅰ）ハ＞

加算内容	単位数
訪問看護師による健康管理及び看取り介護 (要介護1以上)	37単位

＊当施設では毎週（水曜日）9：00～10：30 訪問看護ステーション虹の健康管理を受けております。

③ ＜初期加算＞

加算内容	単位数
登録日から起算して30日以内の期間に算定できる加算です。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。	30単位

④ ＜サービス提供体制強化加算＞

加算内容			単位数
職員の配置状況によりいずれかを算定	I	① 介護福祉士が70%以上配置 ② 勤続10年以上介護福祉士25%以上	22単位
	II	介護福祉士60%以上	12単位
	III	① 介護福祉士50% ② 常勤職員75%以上 ③ 勤続7年以上30%以上	6単位

⑤ ＜看取り介護加算＞

加算内容	単位数
看取り介護を行う際に算定	(死亡日45日前～31日前) 72単位
	(死亡日以前4～30日) 1日につき144単位
	(死亡日前日・前々日) 1日につき680単位
	(死亡日) 1280単位

⑥ ＜若年性認知症利用者受入加算＞

加算内容	単位数
若年性認知症利用者が利用の際に算定	120単位

⑦ ＜認知症専門ケア加算Ⅰ＞

加算内容	単位数
認知症介護実践リーダー研修を終了し、認知症ケアの技術的研修を行っている	3 単位

⑧ 【単位数】＜口腔衛生管理体制加算＞

加算内容	単位数
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係る技術助言及び指導を月1回以上行っている場合	30 単位／月

⑨ 【単位数】＜科学的介護推進体制加算＞

加算内容	単位数
利用者ごとのADL値、栄養状態、航空機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。（少なくとも3月に1回） 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	40 単位／月

⑩ 介護職員等処遇改善加算

加算内容	単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の18.6%を加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の17.8%を加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の15.5%を加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の12.5%を加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）～（14）	旧3加算の取得状況に基づく

(2) 介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

種 類	内 容	利 用 料
食材料費	3食＋おやつ代	53,550円／月
紙おむつ代	尿取りパット	全 額
	リハビリパンツ	//
	介護用オムツ	//
理美容代		//
消耗品費		//

○ 家賃

利用者の自己負担となります。（ 42,630円／月）

（ 39,170円／月）

○ 水道光熱費

利用者の自己負担となります。（ 16,900円／月）

○ 入所時預り金

入所時にお預かりし、退所時に精算いたします。（100,000円）

○ その他の費用

食材料費その他認知症対応型共同生活介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用は、利用者の負担となります。

8 入居にあたり（入所時の認知症診断書について）

主治医より認知症と診断を受け、施設入所が決定したら認知症であることの診断書を入所日までに準備して頂く事となります。

9 料金のお支払い方法

料金については、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、原則として アの方法でお支払い下さい。またその際に、別途手続きがあります。ただし、お支払方法に関して、利用者の希望によってはご相談をお受けいたします。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：銀行、信用金庫、郵便局、農協

イ. 現金

※入金確認後、領収証を発行します。

10 サービス内容に関する苦情等相談窓口

① お客さま相談・苦情担当

担当 相談員 岩永 圭司 電話 028-623-1485

相談員 手塚 泰子

②その他

当法人以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名 宇都宮市

担当 高齢福祉課 電話 028-632-8989

窓口時間 (8:30~19:00)

栃木県国民健康保険団体連合会 電話 028-643-2220

窓口時間 (8:30~17:00)

11 第三者評価の実施状況

- ・1回/年 外部評価機関へ依頼実施をしている。
- ・5年経過後『運営推進会議の6回/年の実施』や『目標達成計画を行政に提出』をしていることで1回/2年免除となる。
- ・外部評価結果は公表開示している。

12 非常災害対策

- ・防災時の対応 ----- 防災規程、避難誘導マニュアルにより対応する。
- ・防災設備 ----- 自動火災通報設備、屋内外消火栓設備等
- ・防災訓練 ----- 防災訓練 年2回
- ・防火責任者 ----- グループホーム ホームタウン宝木 管理者

13 協力医療機関等

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講じるほか、ご家族の方へ速やかに連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	医療機関名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	住所	
	連絡先	
	続柄	

1 4 協力医院

名称及び所在地	宇都宮第一病院 宇都宮市宝木本町 2 3 1 3
電話番号	0 2 8－6 6 5－5 1 1 1

名称及び所在地	ティーズデンタルクリニック 宇都宮市馬場通り 2－3－1 2 ラパーク宇都宮店 2 階
電話番号	0 2 8－6 2 4－0 0 5 5

1 5 住居の利用にあたっての留意事項

- 来訪、面会・・・・・・・・・・午前 8 時 3 0 分から午後 7 時となります。
- 外出、外泊・・・・・・・・・・事前に、行き先と帰宅日時をお申し出ください。
- 設備、器具の利用・・・・・・・・担当者に申し出てから、用法に従い利用してください。
- 飲酒、喫煙・・・・・・・・・・指定された場所をお願いします。
- 迷惑行為・・・・・・・・・・騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
また、むやみに他の入居者の居室等に入らないでください。
- 所持金品の管理・・・・・・・・事前に依頼があるときは管理いたします。
- 外来受診・・・・・・・・・・宇都宮協立診療所のみ施設職員が対応いたします。
- 宗教・・・・・・・・・・他の入居者に迷惑がかからないようお願いします。
- ペット・・・・・・・・・・原則として禁止しております。

16 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人正恵会
代表者役職・氏名	理事長 岩崎 翔太郎
住所地・電話番号	宇都宮市宝木本町1768 028-665-0520

定款の目的に定めた事業

- ・第一種社会福祉事業
 - (1) 特別養護老人ホーム宝寿苑の設置経営
 - (2) 特別養護老人ホームホームタウンほそやの設置経営
- ・第二種社会福祉事業
 - (1) 老人デイサービスセンター宝寿苑の設置経営
 - (2) 老人デイサービスセンター上河内の設置経営
 - (3) 老人デイサービスセンターグッドエイジクラブ宇都宮の設置運営
 - (4) 老人居宅介護支援事業
 - (5) 老人介護支援センター上河内の設置経営
 - (6) 認知症対応型共同生活援助事業
(宝寿の里)(ホームタウン宝木)(ホームタウン上河内)
 - (7) 小規模多機能型居宅介護事業(ホームタウン上河内)
 - (8) 障害福祉サービス事業の経営
(宝寿苑ヘルパーステーション)(上河内ヘルパーステーション)
- ・公益を目的とする事業
 - (1) 居宅介護支援事業(青い鳥)(上河内)
 - (2) 生活支援型ホームヘルプサービス事業
 - (3) 生きがい対応型デイサービス事業
 - (4) 生活管理指導短期宿泊事業
 - (5) 配食サービス事業
 - (6) 一般乗用旅客自動車運送事業(患者等輸送事業)
 - (7) 介護予防支援事業
 - (8) 地域包括支援センター(細谷・宝木)
 - (9) 訪問看護事業(青い鳥)
 - (10) 企業主導型保育事業

・営業所数等	介護老人福祉施設	2ヶ所
	通所介護事業所	3ヶ所
	小規模多機能型居宅介護事業所	1ヶ所
	短期入所生活介護事業所	1ヶ所
	訪問介護事業所	2ヶ所
	認知症対応型共同生活介護事業所	3ヶ所
	居宅介護支援事業所	2ヶ所
	訪問看護ステーション	1ヶ所
	地域包括支援センター	1ヶ所